

別紙

仕 様 書

- 1 業務名
虹ヶ浜海岸照明灯取替修繕
- 2 業務期間
契約締結日から令和8年9月30日まで
- 3 業務場所
虹ヶ浜海岸（光市虹ヶ浜二丁目地先）
- 4 対象設備
照明灯5基 ※別紙位置図のとおり
- 5 業務内容
 - (1) 既設照明器具(松下電工製モールライト 品名:Y5212(ランプ2灯用) 灯具:YA43484) 及び付属部材を撤去し、新設 LED 照明器具と取り替えること。
 - (2) 撤去した照明器具、水銀灯ランプ等の廃材は、施工者の責任において適正に処分すること。
 - (3) 撤去材の運搬及び産業廃棄物としての処分費用を含むものとする。
- 6 照明器具規格
 - (1) LED 照明器具（ポール取付型）
 - ア 器具全光束：20,000 lm 以上
 - イ 光源色：3,000～5,000 K
 - ウ 演色性：Ra70 以上
 - エ 定格寿命：60,000 時間以上
 - オ 配光：既設照明と同等以上の照射範囲を確保すること
 - (2) 電気特性
 - ア 定格電圧：AC100/200 V
 - イ 周波数：50/60 Hz 共用
 - ウ 消費電力：120 W 以下
 - エ 力率：0.90 以上
 - (3) 構造
 - ア 防水・防塵性能：屋外用防雨型器具（又はこれと同等以上の防水・防塵性能を有するもの）であること。

- イ 材質：耐食性アルミダイカスト又は同等品
- ウ 取付方式：既設ポール先端取付に適合すること
- エ 質量：灯具本体の質量は、10.0kg 以下であること（※別置型電源ユニットの質量は除く。）。
- オ 耐風速：設計耐風速 60m/s 以上の強度を有すること。
- カ 耐塩害性：重耐塩害仕様（海岸隣接地域用）の表面処理及び腐食対策が施されていること。

（4）規格適合

- ア JIS C 8105（照明器具）適合
- イ 電気用品安全法（PSE）適合
- ウ IEC 60598 相当

（5）既設設備との関係

本器具は、既設 松下電工製 YA43484（水銀灯 200W×2 灯）と比較して、同等以上（概ね 20,000 lm 以上）の明るさを有すること。

（6）その他

- ア 本業務は、既存ポールを流用するものとする。既存ポールのメーカー・型式は不明であるため、現地状況を確認の上、当該ポールに適合する照明器具を選定・取り付けること。必要となる取付金具等は受注者の責任において調達し、適切に取り付けできる構造とすること。
- イ 施工時に照度確認を行い、必要に応じて照射角度を調整すること。
- ウ 照明灯の点灯開始については、周囲の明るさを感知して自動的に点灯する装置による照度制御とし、深夜帯の消灯についてはタイムスイッチにより所定時刻に自動消灯する二段制御方式とする。受注者は、両装置が適切に連動して作動するよう設定及び確認を行うものとする。

7 作業日

県有地での作業になるため、必要な手続について担当課と調整した上で、作業日を決定すること。

8 報告

業務完了後、受託者は委託者に報告書を提出すること。

9 不可抗力による納期変更

本件に係る納期について、天災、感染症の拡大、国際情勢の急変、輸送網の途絶、メーカーの供給停止その他の不可抗力により履行に著しい支障が生じた場合は、契約担当者と協議の上、納期を変更できるものとする。

(1) 納期延長申請の条件

納期延長を申請する場合、受注者は遅延理由を証する書類（メーカーの通知、輸送遅延の証明等）を提出し、契約担当者の承認を得なければならない。

(2) 遅延見込み時の報告・協議手続

納期遅延が見込まれる場合、受注者は速やかに契約担当者へ報告し、協議の上対応方針を決定するものとする。

1 0 その他

(1) 資格が必要な施工等は、有資格者が行うこと。

(2) 施工、完成等に必要な諸機関への手続は、受託者において行うこと。

(3) 業務遂行中に生じた業務に関わる事故の責任は受託者に帰すものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。また、交通費も受託者の負担とする。

(4) その他疑義が生じたときは、相互協議の上、決定すること。

1 1 担当課

光市経済部観光・シティプロモーション推進課

7 4 3 - 8 5 0 1 光市中央六丁目1番1号

TEL : 0 8 3 3 - 7 2 - 1 5 3 2

FAX : 0 8 3 3 - 7 2 - 8 9 8 1